

# 盛岡市公民館使用許可基準

(平成 12 年 3 月 10 日教育長決裁)

第 1 次 に該当する場合は、使用を許可する。

1 政党又は政治団体の使用

- ・すべての政党又は政治団体を公平かつ平等に取り扱うこと。
- ・公職選挙法第 166 条により行う個人演説会については、別紙のとおり取り扱うこと。

2 宗教団体の使用

- ・すべての団体を公平かつ平等に取り扱うこと。

3 次に該当する営利目的活動の使用

(1) 国，県，市町村又は公的機関が主催する物品の宣伝又は販売を伴う集会

- ・物品販売許可申請書を提出させること。

(2) 大会，講習会，研修会，音楽関連の講師の著書，関連図書，CD その他の参考資料等の販売及び非営利団体が主催するバザー等。

- ・物品販売許可申請書を提出させること。

(3) 民間カルチャースクール等の事業

(4) 私立の幼稚園，学校，予備校又は学習塾の行う入学説明会，入学試験，入学式，卒業式等の各種行事又は事業

(5) 民間企業等が行う物品の販売その他の商行為を伴わない入社試験，入社式又は代理店，特約店を含む関係者のみの集会又は行事

第 2 次 に該当する場合は、使用を許可しない。

1 宗教団体の儀式を伴う集会

2 第 1 の 3 の (1) 及び (2) 以外の物品の宣伝又は販売その他の商行為 (いわゆるマルチ商法，靈感商法等及び物品の販売のための会員募集等並びに消費生活センター，行政相談会等において苦情が寄せられているものを含む。)

3 定員を超える集会又は行事

4 公序良俗を害するおそれのあるもの又は管理上適当でない集会若しくは行事

第 3 一般的基準

1 講座，講演会，研修会，音楽会等で入場料又は多額の受講料等を徴収するものは，別途予算書，企画書等の提出を求めて判断すること。

2 18 歳未満のグループは，保護者又は責任者が申請し，かつ，同席する場合に使用を許可すること。

3 飲酒を伴う集会又は行事については，地域性や館の性格を考慮して館長が定めること。

4 施設の連続使用は，原則として 7 日を限度とすること。

但し，中央公民館の企画展示室についてはこの限りではない。

この基準は，平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則 基準の一部を改正する。(平成 24 年 4 月 1 日施行)

改正内容 第 3 一般的基準の 4 に「但し，中央公民館の企画展示室についてはこの限りではない。」を追加する。